

1. 特定非営利活動促進法案に対する附帯決議

[衆議院内閣委員会]

平成10年3月17日

特定非営利活動の健全な発展に資するため、次の事項について、それぞれ所要の措置を講ずるものとする。

1. この法律の施行及び運用に当たっては、憲法に規定する信教、結社及び表現の自由が侵害される事がないように配慮し、特定非営利活動法人の自主性を十分尊重するとともに、法律の趣旨、国会における議論を踏まえ、公正かつ透明な行政運営に努めること。
2. 特定非営利活動法人に関し、その活動の実態等を踏まえつつ、特定非営利活動の推進及び支援のための税制等を含めた制度の見直しについて、この法律の施行の日から起算して2年以内に検討、結論を得るものとする。
3. 民法第34条の公益法人制度を含め、営利を目的としない法人の制度については、今後、総合的に検討を加えるものとする。
4. 別表12項目に関しては、多様な特定非営利活動を含むように広く運用するよう努めること。
5. 中央省庁の再編に際しては、この法律の所管及びその施行について、新たな観点から、責任ある推進体制となるよう十分な配慮をすること。

[参議院労働・社会政策委員会]

平成10年3月3日

特定非営利活動の健全な発展に資するため、次の事項について、それぞれ所要の措置を講ずるものとする。

1. この法律の施行に当たっては、憲法に規定する信教、結社及び表現の自由を配慮し、特定非営利活動法人の自主性を損なうことのないよう努めること。
 2. 特定非営利活動法人に関し、その活動の実態等を踏まえつつ、税制等を含め、その見直しについて、法律の施行の日から起算して2年以内に検討し、結論を得るものとする。
 3. 民法第34条の公益法人制度を含め、営利を目的としない法人の制度については、今後、総合的に検討を加えるものとする。
 4. 中央省庁の再編に際しては、この法律の所管及びその施行について、新たな観点から、責任ある推進体制となるよう十分な配慮をすること。
- 右、決議する。

２．中間法人法案に対する附帯決議

[衆議院法務委員会]

平成13年5月23日

政府は、次の点につき格段の努力をすべきである。

政府は、非営利団体に関する法人制度について、国民生活における非営利団体の活動の重要性と将来性を踏まえ、社会の変容に十分対応できる制度とする観点から、公益性の認定の在り方等民法第34条の公益法人に関する法制の見直しを含め、その基本的な法制の在り方を速やかに検討すること。

[参議院法務委員会]

平成13年6月4日

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の努力をすべきである。

- 1．非営利団体に関する法人制度については、非営利団体の活動が社会及び国民生活にとって重要なものである事を踏まえ、社会の変化に十分対応する事ができる制度とする観点から、公益法人に関する法制の見直しを含め、その基本的な法制の在り方を速やかに検討すること。
- 2．公益法人制度の在り方が社会的批判を招いている状況にかんがみ、公益法人として真にふさわしい事業内容と運営を確保するため厳正に指導、監督を行うとともに、公益性の乏しくなった法人については、中間法人への転換その他の是正のための必要な措置を講ずること。

右決議する。